

美里町障害者活躍推進計画

令和 3 年 9 月

美里町役場

美里町障害者活躍推進計画

1 計画概要

策定主体 美里町
任命権者 美里町長
計画期間 令和3年9月1日～令和7年3月31日

2 美里町における障害者雇用に関する現状

美里町においては、これまでも障害者雇用に取り組んでおり、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号以下「法」という。）第43条の雇用率2.6%を超え、令和3年6月1日時点では雇用率が4.0%であった。

今後、法定雇用率の引き上げや退職等による雇用率の低下が考えられるため、障害者の積極的な採用活動を実施する必要がある。

過去5年間に採用した障害者である職員の定着率は下記の表のとおりであり、障害者である職員の定着には成功している。今後も障害者である職員が安心して勤務できるよう、更なる共生社会の推進のため、本計画の策定と実行を図るものである。

表1 障害者である職員の採用数と定着率

	年度(4月1日～翌年3月31日)				
	H28	H29	H30	R1	R2
採用した障害者である職員人数	1	1	障害者の採用なし		
採用された年度内に 離職した障害者である職員人数	0	0			
定着率(%)	100	100			

※定着率の算定方法

定着率は4月1日から翌年の3月31日までの1年間に採用した障害者である職員の数とその内の同期間内に離職した職員の人数を基に以下の計算式により算定する。

$$\left(1 - \frac{\text{年度内に採用した障害者である職員のうち離職した職員人数}}{\text{年度内に採用した障害者である職員人数}}\right) \times 100$$

3 目標

(1) 採用に関する目標

障害者である職員の実雇用率について、各年度6月1日時点における法定雇用率(2.6%)の達成を目標とする。評価方法については、毎年実施している障害者の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。

(2) 定着に関する目標

障害のある職員がもつ能力、意欲を最大限発揮していくために、安心して勤務できる環境づくりや体制整備等を通じて職場定着を図ることとする。上記の表のとおり過去5年間における障害者である職員の定着率が100%であったことから、引続き障害者である職員の定着率100%を目標とする。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として総合政策課長を選任し、障害者である職員の相談窓口を総合政策課に設定する。組織内の人的サポート体制は、障害のある職員が配置された所属長を中心として、組織外の関係機関(厚生労働省障害者雇用対策課、埼玉労働局、熊谷公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、各種相談に応じるとともに関係者間において情報を共有する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障害者が従来勤務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人員管理

人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じるものとする。

職員の募集・採用に当たっては、以下の取り扱いに努め、適切な取り扱いを行うものとする。

- ① 特定の障害を排除、又は特定の障害に限定しない。
- ② 自力で通勤が可能であるといった条件を付さない。
- ③ 介助なしで業務の遂行が可能であるといった条件を付さない。
- ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付さない。
- ⑤ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しない。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。